**平成２９年（フ）第１０９５号**
堺市東区草尾366番地７
債務者　髙野　敬史
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１０９６号**
堺市堺区今池町１丁３番27号　前田文化１Ｆ
債務者　三浦　勝則
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１０９７号**
堺市堺区田出井町１番５－207号、前住所大阪府柏原市国分市場１丁目６番１－８－303号芝山府営住宅
債務者　楠本　健也
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１０７号**
堺市南区御池台３丁10番５号
債務者　龍田　睦枝
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１１１号**
堺市南区深阪南210番地　ヒルズ深阪南106号
債務者　石本　正行
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１１４号**
堺市南区三原台３丁40番６－301号
債務者　宮坂　　昇
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１２２号**
堺市堺区甲斐町東６丁１番30－103号
債務者　長田クニ子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１２３号**
堺市堺区七道西町12番地22　市営七道並松団地２棟302号
債務者　田添理津子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１２４号**
大阪府柏原市上市３丁目１番16号　ハイム上市　201号
債務者　藤井　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１２９号**
大阪府松原市高見の里３丁目７番15号、前住所大阪市大正区鶴町４丁目７番12号
債務者　伊敷　盛正
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１１３７号**
堺市西区北条町１丁７番19号　（２－Ａ）、前住所堺市中区八田北町820番地17
債務者　岩崎　光明
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２７８号**
兵庫県川西市東畦野１丁目15番21号　108
債務者　大山太路郎
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２９年（フ）第１２１号**
福岡県嘉麻市岩崎419番地２
債務者　秋吉　広宣
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２９年（フ）第２３７号**
福岡県久留米市長門石３丁目９番44－301号
債務者　森野　砂子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第３４７号**
大分市大道町５丁目１番15号（コーポサトウ大道302）
債務者　猶迫　哲夫
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続廃止

**平成２９年（フ）第６１号**
千葉県袖ケ浦市のぞみ野79番地19
破産者　有限会社根本興業
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２９年（フ）第６２号**
千葉県袖ケ浦市長浦駅前３丁目16番地１　Ｂ号
破産者　根本　久男
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２９年（フ）第９８号**
千葉県富津市大堀１丁目８番地14
破産者　砂川　美穂
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部